

# 使用前確認証

原規規発第 2212148 号

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

令和4年2月10日付け原発本第195号(令和4年3月30日付け原発本第233号、令和4年10月18日付け原発本第105号及び令和4年12月6日付け原発本第135号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の11第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和5年1月10日

原子力規制委員会

